

令和6年度 広報しばた 10月15日号

人権・同和問題を考えよう

育てよう一人ひとりの人権意識

問 人権啓発課 (☎28-9630)
学校教育課 (☎22-9532)



もしものときに知っておきたいこと ～DV防止法と人権～

日本国憲法では個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われています。しかし、いまだに配偶者などからの暴力の被害が後を絶たず、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げになっています。また、近年は精神的DVが大きく増加していることから、保護命令の拡充が改正されたDV防止法が2024年4月に施行されました。

「配偶者暴力相談支援センター」への相談件数は2020年度に12.9万件で過去最高となり、以降は高水準で推移し、2023年度は約12.2万件となっています。一方、被害を受けた人の44.2%はどこにも相談していないことが分かりました。もし、身近な人に相談できない場合は、公的機関やNPO法人が連携して支援の充実に

取り組んでいますので、あなたが話しやすい相談窓口困っていることを伝えてください。



【相談窓口】

県男女平等推進相談室

(☎025-285-6605、ホームページ <https://npwf.jp/danjyobyodosoudanchat2022/>)

県女性のための相談窓口 にいがたリボンネット

(☎025-285-6635、ホームページ <https://npwf.jp/sodanmadoguchi/nr/>)

※DVとは、ドメスティック・バイオレンス（配偶者などからの暴力）の略語です

広報しばた 11月15日号

人権・同和問題を考えよう

育てよう一人ひとりの人権意識

問 人権啓発課 (☎28-9630)
学校教育課 (☎22-9532)



いろんな色 認め合って 彩りあるまちへ ～多様な性への理解を深めよう～

性のあり方は「からだの性」だけでなく、「好きになる性（性的指向）」や「自分が認識している性（性自認）」によってさまざま、人の数だけバリエーションがあると言えます。

私たちの周りには、11人に1人の割合で性的マイノリティ（性的少数者）に該当する人がいると言われていますが、差別や偏見、関係性が壊れることを恐れて、周囲に自分の性のあり方を打ち明けることができず、生きづらさを抱えている人がいます。

そのような人たちの人権を守り、理解を広げるために、2023年6月に「LGBT理解増進法」が施行され、性的指向や性自認を理由とした不当な差別はあってはならないと明

記されています。

また、当市では、今年の7月に「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を開始し、法律上の婚姻が認められないカップルに対し、二人がパートナーシップ関係であることを証明することで、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指しています。

多様なアイデンティティを認め合いながら、人種や信条、性別により差別されず、それぞれの色が輝く、彩りあるまちづくりにつなげていきましょう。



広報しばた 12月16日号

人権・同和問題を考えよう

育てよう一人ひとりの人権意識

問 人権啓発課 (☎28-9630)
学校教育課 (☎22-9532)



知っておこう!インターネットによる人権侵害と「情プラ法」

インターネットでは、自分の名前や顔を知られることなく発言することができるため、匿名性を悪用した誹謗中傷や差別的な書き込みが多くなっています。SNSやインターネット上の掲示板などに書き込みを行うと、多くの人に拡散され、その内容がすぐに広まります。また、一度書き込みをするとインターネット上から完全に消すことは容易ではありません。軽い気持ちで書き込みや拡散したつもりでも、誹謗中傷や個人情報などが不特定多数の人の目にさらされることで、書き込まれた人の尊厳を傷つけ、社会的評価を低下させてしまうなど重大な損害を与える危険があります。

このような事態を受けて、SNSを提供する事業者に対して、インターネット上の違法・有害情報への対応の迅速化や運用状況の透明化を強化する「情報流通プラットフォーム対処法(情プラ法)」が制定されました。

インターネットを利用するときは、ルールやモラルを守り、相手の人権に配慮しましょう。お互いの顔は見えなくとも、インターネットでつながった先にいるのは、心を持った人間であることを忘れずにコミュニケーションをとりましょう。



広報しばた 1月17日号

人権・同和問題を考えよう

育てよう一人ひとりの人権意識

問 人権啓発課 (☎28-9630)
学校教育課 (☎22-9532)



「人権三法」を知っていますか？

人権三法とは、2016年に国が差別の解消を目指して施行した3つの法律です。

部落差別解消推進法

現在もおお部落差別が存在するとともに、情報化に伴ってインターネット上への差別的な書き込みなど部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、部落差別は決して許されないものであるとの認識のもとに、部落差別がない社会の実現を目指しています。

障害者差別解消法

障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会を作ることを目指しています。この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、2024年4月からは、国・都道府県・市町村のほか、事業所などに対しても「合理的配慮の提供」が求められることとなりました。

ヘイトスピーチ解消法

特定の民族や国籍の人々を排斥し、不安や差別意識をおおる差別的言動（ヘイトスピーチ）をなくすことで、民族や国籍などの違いを豊かさとして認め合い、互いに人権を尊重しあう社会を築くことを目指しています。



広報しばた 2月17日号

人権・同和教育を考えよう

育てよう一人ひとりの人権意識

問 人権啓発課 (☎28-9630)
学校教育課 (☎22-9532)



「それは、差別だ」

「それは差別だと指摘する」これは、豊浦中学校で今年度行われた同和教育研究発表会の公開授業で、生徒が発した言葉です。差別を目の当たりにしたとき、自分なら差別者にどういう態度をとるかという問いに答えたものです。

市では、特色ある教育として、「人権感覚を高める人権教育、同和教育」に取り組んでいます。このうちの1つに、1992年から実施している同和教育研究指定校の取組があります。研究指定を受けた市内の小・中学校が2年間、人権教育、同和教育の研究・研修を深め、さまざまな人権課題に関する授業実践などを行います。冒頭の同和教育研究発表

会は、この研究成果を発表するために開催され、市内外から100人を超える参加者が集いました。

子どもたちがあらゆる差別をなくす主体者となるために、差別を「自分事」として捉えることが大切です。学校では、正しい知識を身に付けることや自分には何ができるかを考える授業実践を行っています。

豊浦中学校では、「自分を見つめ直す」ことを通して、研究主題である「差別や偏見を許さない生き方を求める生徒の育成」に迫る授業づくりを行いました。冒頭の問いに、最初は「勇気がなくて何も言えない」と答えた生徒もいました。しかし、授業を進めていく中で友達の意見を聞き、差別を自分事として捉え、考えを深めていく姿が多く見られました。

市では、これからも学校と地域・家庭が連携し、教育活動を通して差別のない社会の実現をめざしていきます。



広報しばた 3月17日号

人権・同和問題を考えよう

育てよう一人ひとりの人権意識

問 人権啓発課 (☎28-9630)
学校教育課 (☎22-9532)



「人権」とメディアの責任

最近、ニュースでメディアの報道姿勢が問題視されることが増えています。不適切な発言や差別的な表現、偏った報道が社会的な批判を浴びるケースも少なくありません。

こうした問題は、メディアだけの問題ではなく、私たちの社会における「人権意識」と深く関わっています。

メディアが担う「表現の自由」と「人権尊重」

報道機関には「表現の自由」が保障されています。しかし、その自由は無制限ではなく、他者の権利や人権を侵害しないことが大前提です。テレビや新聞などの報道機関は、多くの人に情報を届ける強力な影響力を持っています。そのため、差別や偏見を助長するような表現や、不適切な発信は、社会全体に誤った認識を植え付ける危険があります。特に、マイノリティや社会的弱者に対する偏見を助長する報道がされると、それが「事実」として広まり、差別や誤解が生じるおそれ

があります。視聴率を優先するあまり、不快感を与えるような表現や、特定の個人・団体を傷つけるような内容が問題視されることもあります。

メディアは「報道の自由」とともに「人権を尊重する責任」を負っています。視聴者である私たちも、メディアの在り方に目を向け、より公正で多様な価値観を尊重する社会を築くために、考え、行動することが求められています。